

財務省告示第二百七十九号

アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六條第一項の規定により報復関稅を引き続き課することが決定されたので、報復関稅等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第一條の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年八月十五日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 報復関稅に係る措置の対象となる国 アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。以下同じ。）
- 二 報復関稅に係る措置の対象となる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

品名	銘柄、型式及び特徴
伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング	綿製以外の紡織用纖維製のもので、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に定める輸入統計品目表（以下「輸入統計品目表」という。）五九一〇・〇〇 〇二〇に分類されるもの
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	クラッドし、めっきし又は被覆した幅が六〇〇ミリメートル以上のもので、輸入統計品目表七二一〇・九〇 〇

ステンレス鋼のフラットロール製品	一〇に分類されるもの 熱間圧延をした幅が六〇〇ミリメートル未満のもので、 輸入統計品目表七二二〇・一二〇〇〇に分類されるもの
その他の合金鋼のフラットロール製品	幅が六〇〇ミリメートル未満のものうち、バイメタル（張合せ加工を行ったもの）で、輸入統計品目表七二二六・九九一九〇に分類されるもの 電動機により作動するもの以外の自走式作業トラックで、輸入統計品目表八四二七・二〇〇〇〇に分類されるもの
フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	輸入統計品目表八四四三・一六〇〇〇に分類されるもの
フレキシソ印刷機	輸入統計品目表八四六六・一〇〇一〇に分類されるもの
ツールホルダー	輸入統計品目表八四八二・一〇〇〇〇に分類されるもの
玉軸受	輸入統計品目表八四八二・一〇〇〇〇に分類されるもの

円すいころ軸受	の	輸入統計品目表八四八二・二〇〇〇〇に分類されるもの
針状ころ軸受	の	輸入統計品目表八四八二・四〇〇〇〇に分類されるもの
円筒ころ軸受	の	輸入統計品目表八四八二・五〇〇〇〇に分類されるもの
その他のころ軸受	の	輸入統計品目表八四八二・八〇〇〇〇に分類されるもの
玉軸受又はころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ）	の	輸入統計品目表八四八二・九一〇〇〇に分類されるもの
玉軸受又はころ軸受の部分品（玉、針状ころ及びころ以外のもの）	の	輸入統計品目表八四八二・九九〇〇〇に分類されるもの
航行用機器	の	羅針盤及び空中又は宇宙の航行用のもの以外のもので、輸入統計品目表九〇一四・八〇〇〇〇に分類されるもの

三 報復関税に係る措置の内容

二に掲げる貨物で平成十九年九月一日から平成二十年八月三十一日までの間に輸入されるもの（アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。）については、一般の関税のほか、十五％の関税を課する。

四 報復関税に係る措置をとる理由

イ アメリカ合衆国千九百三十年関税法第七百五十四条（以下「バード修正条項」という。）は、アメリカ合衆国において、不当廉売関税及び相殺関税（以下「不当廉売関税等」という。）による税収を、不当廉売関税等に係る措置を申請し、又は申請を支持したアメリカ合衆国内の生産者等に分配する規定であるが、二〇〇三（平成十五）年一月、世界貿易機関協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。以下同じ。）附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関（以下「紛争解決機関」という。）において、世界貿易機関協定違反が確定し、バード修正条項の撤廃等が勧告されたところである。しかし、アメリカ合衆国は、勧告の履行の期限（同年十二月）を経過した後も勧告を履行しなかったことから、二〇〇四（平成十六）年一月、我が国は、紛争解決機関に対抗措置を申請し、同年八月の対抗措置の規模に関する仲裁決定を経て、同年十一月、紛争解決機関により対抗措置が承認された。この承認に基づき、我が国は、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）別表に掲げる貨物で平成十七年九月一日から平成十九年八月三

十一日までの間に輸入されるもの（アメリカ合衆国を原産地とするものに限る。）について、一般の関税のほか、十五％の関税を課している。

ロ 二〇〇六（平成十八）年二月、アメリカ合衆国において、バード修正条項の廃止法が成立したものの、本年十月一日より前に通関された貨物に係る不当廉売関税等による税込については、経過措置として引き続き同条項に基づく分配が行われることとなっており、依然として紛争解決機関による勧告が履行されていない状態が継続している。このような事情を踏まえ、世界貿易機関協定に基づいて直接又は間接に本邦に与えられた利益を守る必要があることから、アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等について、報復関税を課する期間を一年間延長することとした。

五 その他参考となるべき事項

イ 対抗措置の規模

バード修正条項による日本産品に係る直近年の分配額に〇・七二を乗じた額（アメリカ合衆国の二〇〇六財政年度における当該分配額に基づき約五十五・九億円）（紛争解決機関に承認された額）の範囲内である。

ロ 終了時期

アメリカ合衆国が、バード修正条項に関する世界貿易機関の勧告を履行した場合には、速や

かに対抗措置を終了する。

八 その他

紛争解決機関の承認によれば、対抗措置の規模は、アメリカ合衆国政府により公表されたバード修正条項による直近年の分配額に基づき算出することとされていることから、報復関税の課税対象品目及び税率等について、発動後一年ごとに見直す。